

平成27年12月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成27年11月18日(水)
- 2 場 所 南別館研修室
- 3 開始時間 午後1時30分
- 4 終了時間 午後3時10分
- 5 出席者 小西委員長、赤松委員、中原委員、島津委員、黒木教育長
その他の出席者
児玉教育部長、杉元教育総務課長、久保田学校教育課長、東スポーツ振興課長、船越生涯学習課長、新宮文化財課長、新甫図書館長、後藤美術館長、山下高城総合支所地域振興課長、東教育総務課副課長、竹下教育総務課総括主幹
- 6 会議録署名委員 赤松委員、島津委員
- 7 開会
○小西委員長
ただいまより、12月定例教育委員会を開催します。なお、本日の議事の終了時間は、3時00分を予定しています。その後、県教育委員会から宮崎県教育振興基本計画についてご説明をいただきます。皆様のご協力をお願いします。
- 8 前会議録の承認
○小西委員長
平成27年11月定例教育委員会の会議録につきましては、最終確認が終わっておりませんので、次回の定例会で確認し、承認にしたいと思います。
- 9 会議録署名委員の指名
○小西委員長
本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、島津委員、赤松委員をお願いします。
- 10 議 事
○小西委員長
それでは、議事に入ります。本日は、報告5件、議案7件の合計12件です。
○小西委員長
議案第48号を教育部長から概要説明をいただきたいと思います。
○教育部長
概要説明だけではなくて、各課長説明も私のほうで一括して説明いたします。
それでは、開いていただいて、1ページをご覧ください。今回の12月議会のほうにご提案する補正予算案です。歳入につきましては1ページに書いてございますが、教育費の県補助金、これが3,029,000円の新たな財源が入ったということで、その分の補正になります。これの歳入分については、後ほど歳出の中でまたお話をさせていただきます。
資料を開いていただきまして、2ページ、内容としては、まず、上の段からいきますが、学校教育事務費を687,000円増額補正をしております。一方、特別支援教育推進事業を554,000円減額しております。あわせて133,000円の教育総務費の増額補正になっております。それから、小学校の教育費の中の小学校費、これは教育総務課管理費、小学校費の分が895,000円増額補正をしております。また、下の段にいきますと、中学校のほうの学校管理費を399,000円増額補正をしております。

3ページ目をご覧いただきたいと思いますが、社会教育費の中に公民館費がございますが、高崎地区の地域施設管理協働推進事業というもので、2,128,000円の増額補正をしております。また、都城島津邸のほうは、組み替えの部分で増額がゼロとなっておりますが、後ほどまた説明をさせていただきます。合わせて算出が3,555,000円の増額ということになります。これが総括です。

資料を開いていただきまして、歳入のほうをご覧いただきたいと思いますが、予算委員会説明資料の4ページになります。これは歳入分が、学力向上のための指導等派遣費事業補助金3,029,000円を増額補正しております。

内容についてご説明をいたします。

これは、県で児童・生徒の学力向上を目的とした学校教育活動の一環として、市が地域人材を小学校及び中学校に配置する事業に係る経費の3分の1の枠内の補助率ということで、県の補助金が今年度は財源として上がってきました。うち、県費の補助金の3分の1は国の補助金で、教育支援体制整備事業費補助金というのだそうです。今回、県費の補助金交付要綱が今年の4月1日に施行されましたので、補助対象期間は今年の7月から来年の3月までの事業に対して出るということになります。補助事業の中身ですけれども、歳出の中でも同じものがございますが、小学校5、6年生の外国語活動及び中学校の英語の授業において、ご存知のALT、外国語指導助手が学級担任を支援することによって外国語教育の質を向上させるということで、英語教育の一助とするということが補助事業の内容となっております。現在、市内には地域ALTを9人雇用しておりますが、その報酬にかかる部分が県費の補助金でみていこうというものでございます。ご存知のように、ALTは授業中における聞く活動、話す活動、それから教員の教材作成支援事業を行っているところでございます。これが4ページの内容の説明でございます。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思いますが、歳出の5ページです。895,000円、教育総務管理費小学校の部分です。これは、小学校樹木伐採剪定に伴う委託料の増ということで、895,000円の増です。台風15号によって樹木の伐採剪定費用が当初予算からすると増えたということで、委託料の増額補正を行ったものでございます。次に、5ページの下段、小学校管理費は組み替え補正によるものです。各学校からのそれぞれの希望に応じた形で各科目の組み替え補正をしているところでございます。

開いていただきまして6ページ、これは同じように、上の段は中学校の樹木伐採剪定に伴う委託料の増、これも同じように先ほど申し上げた同じ内容として、台風15号の影響による伐採等が出てきております。これが399,000円でございます。

次に、下の段のほうの中学校管理費、これも先ほどと同じように、各学校の希望に応じた形で、予算が使いやすいように組み替え補正をして、増額はゼロということでございますが、中身の組み替えということになります。

続きまして、7ページは、今、産休で休んでいる職員の雇用期間が10月までだったということなのですが、忙しい中で3月末まで雇用延長をしていくということになりましたので、それに伴う不足分をここで増額補正をするというものでございます。それが687,000円ということでございます。下の段のほうですが、554,000円の減額となっております。内容としては、今申し上げた臨時職員の賃金等にかかる組み替え補正という形のものがございます。

それと、校外活動の支援負担金増額の組み替え補正と書いておりますが、これは、負担金のほうを100,000円増額補正をしております。これは、修学旅行等に帯同していく支援員の旅費等の額が100,000円かかるということで、教育委員会のほうが各学校に負担金としてお支払いをしております。その部分を100,000円増額補正をして、トータルで554,000円の減額という形になっているところでございます。

これが7ページまでの説明になります。

続きまして、8ページ、これは先ほど申し上げました県の補助金が改めてきたものですから、財源の組み替えという形になります。一般財源すべてで賄っていたALTの報酬等を県の補助金で一般財源を減らしているということでございます。

続きまして、下のほうの小学校教材整備事業に要する経費、各学校の要望に応じて消耗品費と備品購入費を組み替えをしております。9ページも中学校の教材整備事業ですが、これも同様の内容として組み替えをしております。

続きまして、10ページです。10ページ、12ページは関連がございますので、一括してご説明いたしますが、これは結論から言いますと、旅費が不足したということです。

今度、都城島津伝承館の特別展の開催事業、いわゆる合併10周年としての記念事業として、美術館と合同で特別展を開催しておりますが、島津邸で行う特別展について、目玉となっている雪舟の作品を山口県立美術館から借用する予定になっておりましたが、借用のお願いをしたところ、富山県の美術館に先約がなされたということで、同じような雪舟の作品をということで検討していたら、岡山県立美術館のほうに雪舟の絵があるということで、そちらのほうを紹介されまして、借用の内諾が得られたということです。

それと福岡美術館のほうに、雪舟狩野派作品ということで、そのほうもお借りするということになりまして、それに伴って、当然、学芸員等が史料を借用する時に、一緒に行ってお借りして持って帰ってくるものですから、その旅費が約158,000円、その中で159,000円ほど足りなくなっておりましたので、関連する10ページの上のほうの常設展を17,000円減額、それから、下の段の112,000円は、特別展の開催事業の部分の組み替えという形で減額をしまして、159,000円を捻出したということになります。

最後になりますが、12ページをお開きいただきたいと思います。これは、教育委員会の所管事業ではございませんが、教育費という予算の枠内の項目でございますので、高崎地区の中で人口減少とか、高齢化が非常に著しいということで、地域の広場等の草刈り作業で非常に自治公民館の負担が大きくなっているということがありまして、協働のまちづくりの推進を図るということで、高崎地区の自治公民館連絡協議会に対して乗用の草刈り機の購入費用を助成するというので、そのことで、自治公民館等の負担軽減、経費軽減を図るということを目的として、乗用型草刈り機2台、2,128,000円を補助金という形で予算計上しております。この維持管理については、高崎地区の自治公民館連絡協議会が負担をされるということで、維持管理とかメンテナンスは地元の協議会がするということになっております。そのため今回、草刈り機を補助として上げています。どんな草刈り機か写真がございますけれども、コンパクトな草刈り機になります。非常に操作しやすいもので、一台当たり約1,060,000円位するようです。それを二台ということで、諸経費を入れてこの金額になるということでございます。

以上で、12月補正の内容の説明を終わります。

○小西委員長

ありがとうございました。

ただいまの補正予算の内容について、お尋ねがありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第48号を決定させていただきます。

ありがとうございました。

○小西委員長

報告第80号をスポーツ振興課長より説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長

それでは、報告第80号 平成27年度都城市スポーツ賞について説明をさせていただきます。

都城市スポーツ賞は、一般財団法人体育協会が表彰するものでございます。

今年度は10月27日に実施をされました都城市体育協会幹事会兼スポーツ賞選考委員会におきまして、各団体からの推薦を受けた個人、団体について、資料を添付しております都城市スポーツ賞選考基準内規等に基づいての検討がなされました。その結果、別紙一覧に掲げております指導者功労者部門の9名、各競技において優秀な成績をおさめた個人の部の生徒・学生12名、一般12名、団体の部の学生2団体、一般1団体が選考されました。その後、11月6日に開催されました体育協会理事会において、すべての方々について承認がなされましたので、その結果をご報告申し上げるものでございます。

なお、既に体育協会から各委員の皆様方にもご案内させていただいておりますとおり、11月26日に今年度表彰式を予定されているところでございます。

以上、1件でございます。よろしくお願いたします。

○小西委員長

ありがとうございます。

内容についてお尋ねはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第80号を承認させていただきます。

○小西委員長

報告第81号を生涯学習課長よりご説明お願いたします。

○生涯学習課長

生涯学習課です。よろしくお願いたします。

それでは、報告第81号 平成27年度人権啓発標語の審査結果についてご報告いたします。

資料のほうは添付しておりますけれども、この人権啓発標語の募集につきましては、8月の人権啓発推進月間にあわせて実施したところでございます。作品の応募状態につきましては、別紙資料の下のほうに掲載しておりますけれども、小学生の部で2,235点、中学生の部で2,203点、一般の部で59点の4,497点の応募があったところです。

昨年度と比較しますと、小・中学生の部では約27%の減となっておりますけれども、一般の部では、JAのほうから、職員からの応募が増えまして、約3.5倍増となっております。

まず、選考方法につきましては、別紙の選考要領に基づきまして、第一次選考のほうは、小学生の部では1・2年生、3・4年生、5・6年生の3部門、中学生は学年単位の3部門、そして一般の部門の計7部門に分けまして、それぞれ10作品程度を選出し、次に、人権啓発推進協議会幹事会の委員15名を選考委員とする最終選考によりまして、各部門で合計得点の高い作品から最優秀賞3点、優秀賞7点を選考することとしております。最終審査結果につきましては、別紙のほうに入賞作品を掲載しておりますけれども、優秀賞につきましては、同点となった作品が小学1・2年生の部で3点、中学3年生の部で2点、一般の部で2点の計11点ありまして、規定よりも4点多い状況になったところでございます。そのため、第二回幹事会で審議をお願いしました結果、入賞者に副賞として贈呈する記念品の予算枠の関係や小・中学生の部では応募数が多く、できるだけ手厚く配慮したいという皆様の意見でまとまりまして、小・中学生の部につきましては、候補9作品をすべて優秀賞にすることとし、そして、一般の部の候補作品につきましては、幹事会における選考で1作品に絞りまして、優秀賞とするということで承認をされたところでございます。

なお、今回入賞しました最優秀賞3名、優秀賞10名の計13名につきましては、12月12日、土曜日に開催します平成27年度人権啓発推進大会の席で表彰をする予定となっております。

以上で報告第81号につきましては説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○小西委員長

ありがとうございました。

まず、報告第81号のほうでお尋ねはないでしょうか。

○赤松委員

小学校のほうの参加が約27%減ったということですが、都城市内全小学生9,469名で参加者数2,235名を割ると、約24%の参加になるのですが、昨年に比べて参加者数が減少した要因は、どのようなものがあるのでしょうか。

○生涯学習課長

これにつきましては、毎年、夏休み前に校長会のほうで小・中学校の校長先生方をお願いをしているところなのですが、その年度によって、作品の提出のばらつきがあるという状況がありまして、今年度につきましてはこういう結果になってしまったということで、どこに要因があったのか、学校の方からそれぞれの作品数が上がってこなかったということになるのかと思っております。

お願いにつきましては、例年同じようなことで学校のほうにはお願いしております。

○赤松委員

全学校から作品が出ているのですか。それとも、応募していない学校もあるのですか。

○生涯学習課長

中につきましては、応募がゼロという学校もございますし、また、応募数につきましても、学校単位で生徒数というか、児童数がまちまちですけれども、そのあたりも出ている作品数についてはばらつきがあると。児童数に比例して出ている状況にはありません。

○赤松委員

優秀な素晴らしい作品が選ばれていて、選ばれている作品はもちろん素晴らしい作品だと思うのですが、一人ひとりの子供がどれだけ人権について考えながら標語を作ることが、教育としては一番大きなねらいだと思うのです。今年、都城市内の約14,000名の小・中学生が人をいじめてはいけないとか、人権とはなんだろうかについて、ある時間、真剣に考えて、そういう言葉を自分なりに作っていく。そしてそれを提出して、いい作品として選ばれれば、それにこしたことはないのですけれども、一連のプロセスが、大切な教育だと私は思っているものですから、今後もそういう部分を各学校で大切にさせていただくような指導を今後続けていただけると、選ばれなくても十分値打ちある活動をその時間にすることができる。その辺を大事にさせていただいたら、効果が上がることはないかと思っております。よろしく願いいたします。

○生涯学習課長

ありがとうございます。

○小西委員長

例年、人権の標語を今、おっしゃったような意味で、学校には本当に色々なところから募集のお知らせがあるのでですね。前回、余分なことですが、学校訪問で今町小学校にまいりました時に、校長先生が、「今年も富松良夫賞、集まりました」と言ってくださったので、伝統的に申し送りがあって、毎回、生徒数の割には沢山いただいています。これは参考までなのですが。それで先生に、「一体どのくらいの件数があるのでしょうか」と聞きましたら、それこそA4の用紙にいっぱい書ききれないぐらいの募集が色々なところからきていると、だから、そういう中で、これはうちの学校にとって大切だと思っただくことが、まず大事かなと、本当に沢山きていますので、どれも大事なことだと思うのです。その中

から、これは毎回大事に応募しようと、先生が力を入れていただくということがまず、大事かなど。そういう点で読書感想文と人権啓発標語は例年根づいているものだと思いますので、多分、また増えていくのではないかと考えているところです。

前はこれが、学校別に応募数が出ていたような気がするのです。あれがいいことなのか、悪いことなのかちょっと判断できないのですけれども、ほとんど全員出している学校と生徒数が多いけれどもゼロの学校とか、色々な内容がありますので、その辺をきめ細かく学校にお願いする時に伝えていただければ根づいてくるのではないかと考えているところです。補足みたいなものですが、ほかにご質問は、よろしいでしょうか。

○小西委員長

それでは、報告81号を承認させていただきます。

○小西委員長

議案第54号を学校教育課長よりご説明お願いいたします。

○学校教育課長

よろしくお願ひします。

議案第54号です。都城市立学校運営管理規則の一部改正ということで、よろしくお願ひいたします。

この学校運営管理規則につきましては、平成23年度に一部改正をしておりますが、その後、長期休業日の期間について色々要望等がありまして、それを受けて、昨年度、平成26年度都城市小中学校教育過程研究会を設けまして、長期休業等、いわゆる1学期、2学期、3学期等の区分を含めて検討したところです。その改正案を、今年度、27年度は1年間試行期間ということで、試行してみて問題等はないかということを確認して、特に、問題等がなければこれを改正するという流れになっております。今回、各小・中学校にアンケートを実施しまして、今年度の試行につきましてのご意見を聞いたところですが、約84%はおおむね問題ないという回答をいただいております。若干、14.5%ほどが、やや課題があるという回答をいただいております。その中身は、例えば、残暑が厳しいということで、夏休みを短くして2学期のスタートを早くしているわけですが、特に、小学校のほうから児童への負担があるのではないかとか、あるいは、標準時数にプラス予備時数を毎年計算して、例えば、台風での休校とか、インフルエンザでの休校とかいう授業をカットした場合、予備に20時間、30時間と時数をとっているわけですが、そういう時数が学校によっては、十分足りているということで、夏休みを短くする必要がないのではないかとか、そういうご意見等もありました。ただ、それにつきましては、校長会等とも協議をしまして、対応を考えているわけですが、結果、校長会でも一応了解をとりまして、いわゆる春休みを1日多くし、これまでは連続数3日間の春休みを、土日を除いて連続数4日間ということで、新年度の準備の期間を1日プラスで設定いたしました。そして、冬休みを2日増やしました。これは、12月の2学期の終業式の後、中学校では3年生の県立高校の推薦の生徒たちへの指導というのをやりますので、それが、非常に日程がとりにくいということで2日早く2学期を終了できないかということです。検討した結果、計3日間授業を休みにするということになります。春休みが1日、冬休みが2日で、その分の3日間は夏休みを3日間短くして、同じ3日間を確保しようという形になります。

お手元に管理規則の現行と改正後の例があるかと思いますが、まず、第8条の2学期のところ、スタートを8月29日からという現行のものを8月26日からということで、3日間早めております。次の第9条のところですが、第9条は休業日に関する文言になりますが、第4項のところの(4)で、夏季休業中を7月23日から8月28日までという期間を、8月25日までと。それから、(5)の冬季休業日を12月27日からというところを12月25日からということで、先ほどもご説明しましたように、春と冬を1日、そして2日、3日間増やしておりますので、夏休みを3日間短くするということになり

ます。その改正ということで、提案をさせていただければと思います。

なお、一番多かった夏休みの児童への対応、暑いという、いわゆる熱中症とか、それにつきましては、校長会と協議いたしまして、原則、小学校においては給食をとってから下校という形でどうだろうかということを校長会のほうでも協議をしたところでございます。どうしても、授業時数数を確保したいという学校があれば、特に、4、5、6年の上学年については、授業を1時間なり、それぞれの学校の実状にあわせてやっても構いませんが、原則、低学年、下学年、1年生、2年生、3年生あたりまでは午後は下校をさせるという形をとったかどうか。市内の小学校については足並みをそろえていけばいいのではないかとという校長会からの提案もありまして、2学期が3日間早くなりますが、そういう状況で、暑さ対策は各学校、足並みをそろえてやっていきたいということでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○小西委員長

ありがとうございました。

授業時数の変更なのですが、ご意見はございませんでしょうか。

○島津委員

ちょっと質問させていただいていいですか。

台風等で学校が開けない、余裕をもった日数ということですがけれども、仮に、そういうアクシデントとか、そういうことがなかった場合、フルに授業をすると、当然、標準の時数よりもかなり多く授業ができるということにはなりますけれども、実際はどうなのでしょう。フルにやるのか、学校の裁量でとなるのか。

○学校教育課長

授業時数が余りすぎたり、余裕がある場合には、色々な活動とか行事とか、入れられないこともないですし、学力向上のためにしっかり取り組みをしながら復習に充てたりとか、各学校の実状によって、色々工夫ができるのではないかと思います。

○小西委員長

いかがでしょう、よろしいでしょうか。

それでは、この議案を決定させていただきます。

○小西委員長

議案第53号を高城地域振興課長よりご説明お願ひいたします。

○高城地域振興課長

高城地域振興課でございます。

議案第53号 都城市高城郷土資料館運営委員会委員の委嘱についてご説明いたします。

都城市高城郷土資料館は、平成4年3月に開館いたしまして、地域の歴史、文化を紹介する考古史料や歴史史料、民俗史料などを中心に展示し、好評をいただいております。この資料館の運営状況や企画展示等に関する年間の事業計画について協議していただく高城郷土資料館運営委員会を設置しまして、4名の方に委員を委嘱しております。今回、委員の一人であります畠中速男氏の県外転出に伴いまして、後任として、板垣重雄氏に対し委嘱を行うものでございます。

議案第53号の関係資料をご覧ください。板垣氏は、五十市小学校長、社会教育指導員などを歴任されまして、地域の歴史、文化に対し非常に造詣の深い方でございます。任期は、都城市高城郷土資料館条例の規定によりまして、畠中氏の残任期間であります平成28年8月31日までとなっております。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

○小西委員長

ありがとうございます。

ただいまの議案に対して、何かお尋ねはありせんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第53号を決定させていただきます。

○小西委員長

報告第82号を文化財課長よりご説明させていただきます。

○文化財課長

それでは、文化財課からご報告申し上げます。

報告第82号 都城歴史資料館企画展「昔の道具展 これってなあに」開催要項の制定について、別紙のとおり制定するものでございます。

これまで、年3回開催する企画展の最後のものでございます。小学校3年生が3学期に学習する社会科の授業にあわせて、毎年開催しています。この事業は、昔の暮らしや道具を学ぶものとなっております。今回は、生活に必要な道具の変遷、事務機器の変遷の二つをテーマに、子供たちのおじいちゃんやおばあちゃんの時代まで使われていた生活道具やつい最近まで使われていた事務機器など、様々な資料を展示いたします。期間は、年が明けた1月16日土曜日から4月17日日曜日までの80日間、市内の小・中学校の見学は免除となっております。また、毎週土曜日は小・中学生は無料です。展示構成、内容については、要項のとおりでございます。黒電話や計算機と直接触れることができる資料も準備する予定でございます。より多くの子供たちに暮らしや道具の変遷の歴史に興味を持ってもらえたらと考えております。

以上、報告第82号を報告申し上げます。ご承認いただきますようお願いいたします。

○小西委員長

ありがとうございます。

内容について、ご質問はないでしょうか。

予定ですが、借用状況というのはどのような予定なのでしょうか。ほとんど借用されるのでしょうか。

○文化財課長

ほとんどここにございますのは、文化財課の所有しているもの、それと、旧四町の総合支所が持っておりますものを集めて展示をいたします。ほかの市町村に借りに行くようなもの等は、今回はなさそうです。

○小西委員長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第82号を承認させていただきます。

○小西委員長

議案第52号の説明をお願いいたします。

○美術館長

議案第52号 島津邸からのご説明もあったかと思うのですが、合併10周年を記念しまして、島津邸と美術館で共通のテーマで合同展を企画しました。チラシのほうは、お手元に届いているかと思いますが、島津邸のほうは12月19日から2月7日まで、美術館のほうは1月2日から2月28日までの会期で行う予定にしております。会期がずれておりますのは、それぞれの館の前後の特別展の作品の借用の関係か、返却の関係でどうしても日程がそろえられなかったという事情がありまして、若干、会期がずれております。島津邸のほうが正月開館をいたしますので、年末のほうはあわせられなかったの

ですが、年始のほうの正月の2日、3日の開館を美術館のほうも行うということで、今回の議案として出しております。1月の2日の土曜日、3日の日曜日、通常の開館時間9時から5時まで開館をいたします。4日は月曜日ですので、通常の休館日ということで、2日間を臨時に開館するというので、提出いたしました。よろしくお願いします。

○小西委員長

ありがとうございます。

それでは、ご質問はないでしょうか。

2ページなのですけれども、会期がちょっとずれていて、合同展というのは、作品が別なのですか、美術館のほうと島津伝承館のほうは。

○美術館長

島津邸については、江戸期までの作品を中心にご紹介をすると、美術館のほうは明治期から現代作家までの都城における絵画史の流れを追うというような形で、テーマは一緒ですが、展示内容は全然違うものを展示するということになっております。

○小西委員長

わかりました。この裏を見るとよくわかるんですね。パンフレットの表だけを見ていたものですから、内容がよくわかりました。不勉強だったです。

それでは、開館日についての議案なのですけれども、それはよろしいでしょうか。

それでは、お正月の2日、3日よろしくお願ひいたします。

○小西委員長

報告第83号を図書館長よりお願ひします。

○図書館長

それでは、報告第83号 第6回富松良夫賞創作詩コンクールの結果についてご報告いたします。

コンクールの審査結果のほうをご覧ください。応募状況は下のほうに書いてあるのですが、今回は、児童・生徒のほうは1,015作品です。一般の部が32ということで、平成21年度から行っているのですが、今回は応募数が一番多かったということです。上のほうに個人・団体が書いてありますけれども、一般の部は金賞は該当なしということで、銀賞に上村由美子さんも入っております。銅賞2人です。児童・生徒のほうは金賞が、今町小学校の4年生の山内春花さんの作品が入っています。あと銀賞は2作品、銅賞2作品です。団体の賞なのですけれども、最優秀校に今町小学校が金賞、銀賞、銅賞入っていますので、今町小学校としました。また、優秀校に祝吉中学校、優良校に大王小学校を決めたところです。

審査員が、これまで富松顕彰委員会の委員の方にお願ひしたのですが、今年度は、一般のほうに県内在住の詩人の方で、本多寿様、谷元益男様、児童・生徒の部が学校教育課の教育相談員をしていらっしゃる村橋茂先生と谷口勇生先生にお願ひしております。

表彰式が先週の土曜日、11月14日に図書館の3階で行いました。この審査結果の裏のほうに、応募の学校の状況が書いてあります。先ほど申しましたように、小学校が537、中学校が478編ということで、児童・生徒の分が1,015で、一番多いところです。個人賞が書いてありまして、最後の学校賞のところ、優秀賞のところ、祝吉小と書いてありますが、訂正お願ひします、祝吉中学校です。

以上、報告を終わります。

○小西委員長

今回、図書館のほうで委嘱していただきました村橋先生と谷口先生なのですが、児童の部の選をしていただきました。できれば、一般の部は顕彰委員会からお願ひした関係なのですが、やはり選者の方は

当日出席していただければいいかという意見が出ておりました。お忙しいとは思いますが、来年度からは委嘱していただく時に、当日、できれば選者からの講評をお願いします。今回は、かわりに選考顕彰委員が講評を述べたのですけれども、選者の方がじかに、特に、児童・生徒の方ですので、言っていただくようなお願いを最初にさせていただけるように思っております。

では、報告を承認させていただきます。

議案第50号、51号については、非公開

○小西委員長

報告第79号、議案第49号をお願いいたします。

○教育総務課長

それでは、教育総務課からご説明いたします。報告第79号 専決処分した事務、教育委員会名義後援についてご報告いたします。

10月28日から11月5日に申請のありました11件の名義後援を承認しましたことをここにご報告いたします。

続きまして、議案第49号 都城市教育委員会文書取扱規則の一部改正する規則についてご説明いたします。

主な改正内容は、本年度4月から総合支所教育課がなくなったことによりを規則の改正を行うものです。あわせて、今回、第2条において行われている用語の定義において、課長の欄に都城島津邸館長が漏れていたことを改正するものが、主な改正内容になっております。

3ページからあります新旧対照表をご覧ください。

まず、最初は、さらに開けていただいて4ページ、第2条第13号がただいま説明いたしました用語の説明、課長の欄に島津邸館長を加える改正でございます。続きまして5ページ、同じく第2条の16号になりますけれども、総合支所においては、教育委員会に属する課が4月からなくなっておりますので、第16号を削除するものです。

続きまして、第3条、第4条、そして、6ページになりまして、第44条の改正も同様に、総合支所教育課がなくなったために削除するものです。

続きまして、7ページの下の段にあります表ですが、これは第11条関係の別表の改正になります。第11条は、文書の記号及び番号についての条文になっております。各課が作成する文書には、この別表に掲げる番号を記載することとしております。

8ページをご覧ください。この表の中で、総合支所教育課の文書番号を決めておりましたけれども、これを削除するものです。あわせて、平成17年度から平成21年度まで、中央公民館が課として存在していたために、文書番号が定められておりましたけれども、既にございませんで、あわせて削除するものです。

総合支所教育課が廃止されたことに伴い、教育関係の事務移管、教育財産の移管など、様々な規則、法の改正を年度末に行っておりますが、この規則の改正については漏れていたためにこの時期に改正となっております。さらに、島津邸館長の追加、中央公民館の文書番号の削除につきましても、早期に行われるべき改正であってと思います。部局の体制が変更になった際には、注意を払うべきものでありますから、結果として改正が遅れてしまったことは、反省しております。

以上、報告を終わります。

○小西委員長

ありがとうございます。

それでは、報告、議案について、お尋ねはありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告を承認させていただきまして、議案を決定させていただきます。

11 その他

○1月定例教育委員会日程について

日程 平成28年1月6日(水) 13:30から

会場 南別館4階研修室

○2月定例教育委員会日程について

日程 平成28年2月18日(木) 13:30から

会場 南別館4階第1会議室

以上で、12月の定例教育委員会を終了いたします。